

タクシー券交付枚数

交付対象者の居住区	年間交付枚数
赤穂の区域（住居表示実施区域及び下平を含む。）	12
吉瀬区、菅沼区、下割区、中割区（第8及び第9を除く。）、本曾倉区、原区及び東伊那区（火山を除く。）	24
永見山区、中割区（第1から第7を除く。）、上割区、中山区、大曾倉区、中曾倉区、南入区及び東伊那区（伊那、栗林、塩田及び大久保を除く。）	36

(備考) 年度中途において交付する場合は、交付申請日の属する月以降の月割りで計算した枚数とする。